

第1章 総説

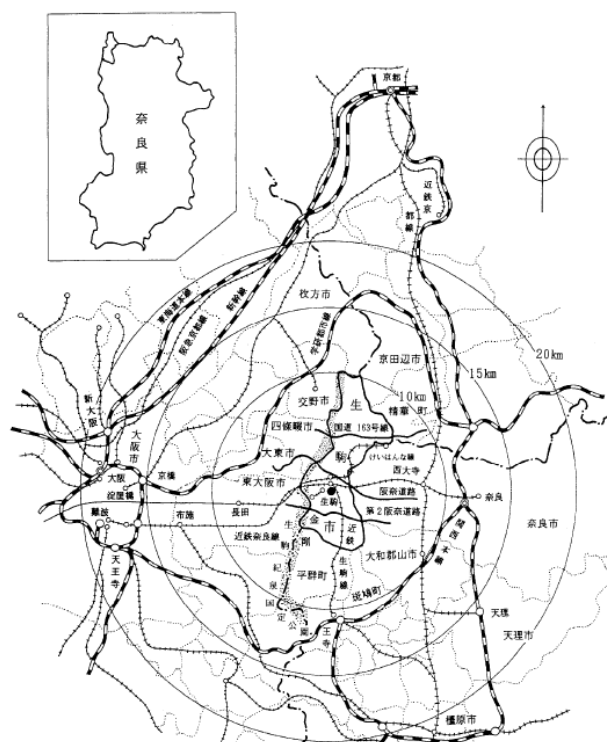
1 生駒市の概要

(1) 生駒市の位置

生駒市は、奈良県の北西端に位置しており、市域は東西 8.0km、南北 15.0km と南北に細長い形状となっている。面積は 53.15km² と奈良県の総面積の 1.4% を占めている。

市域は、西に生駒山(標高 642m)を中心とした生駒山地、東に矢田・西の京丘陵が南北に併走し、北に富雄川、南に竜田川が南流し、それぞれ富雄谷、生駒谷を形成している。市境は、北に枚方市、東に京田辺市・精華町・奈良市・大和郡山市、南に斑鳩町・平群町、西に交野市・四條畷市・大東市・東大阪市に接している。また、大阪市中心部から約 20km、奈良市中心部から約 13km と近接した距離に位置している。

図表1 生駒市の位置図



図表 2 生駒市の地勢

面積	広 ぼ う			海 抜	
	周囲	東西	南北	最高	最低
53.15km ²	60km	8.0km	15.0km	642m	77m

図表 3 市役所の位置

所在地	東経	北緯	海拔
生駒市東新町8-38	135度42分	34度41分	136.44m

図表 4 市域の変遷

	年 月 日	総面積 (km ²)
生駒郡北生駒村	明治 30 年 4 月 1 日	13.91
生駒町制施行	大正 10 年 2 月 11 日	13.91
南生駒村編入合併	昭和 30 年 3 月 10 日	27.15
北倭村編入合併	昭和 32 年 3 月 31 日	52.58
生駒市制施行	昭和 46 年 11 月 1 日	52.58
国土地理院改訂値	令和 元年 7 月 1 日	53.15

(2) 土地利用

生駒市は、市域全体が都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は総面積の約4割を占めている。用途地域区分では住居系用途が最も高い割合となっており、特に第一種低層住居専用地域の割合が高く、全体の半分以上を占めている。一方、商業系用途(近隣商業地域、商業地域)及び工業系用途(準工業地域)の占める割合は低くなっている。

図表 5 都市計画用途地域

区 分		面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域		5,318.0	100.0
市街化区域		2,140.3	40.2
市街化調整区域		3,177.7	59.8
用途地域	第一種低層住居専用地域	1,238.2	57.9
	第二種低層住居専用地域	5.7	0.3
	第一種中高層住居専用地域	112.9	5.3
	第二種中高層住居専用地域	5.3	0.2
	第一種住居地域	460.6	21.5
	第二種住居地域	12.6	0.6
	準住居地域	15.9	0.7
	近隣商業地域	90.0	4.2
	商業地域	39.5	1.8
	準工業地域	159.6	7.5
合 計		2,140.3	100.0

(注)平成27年2月20日時点 都市計画決定面積

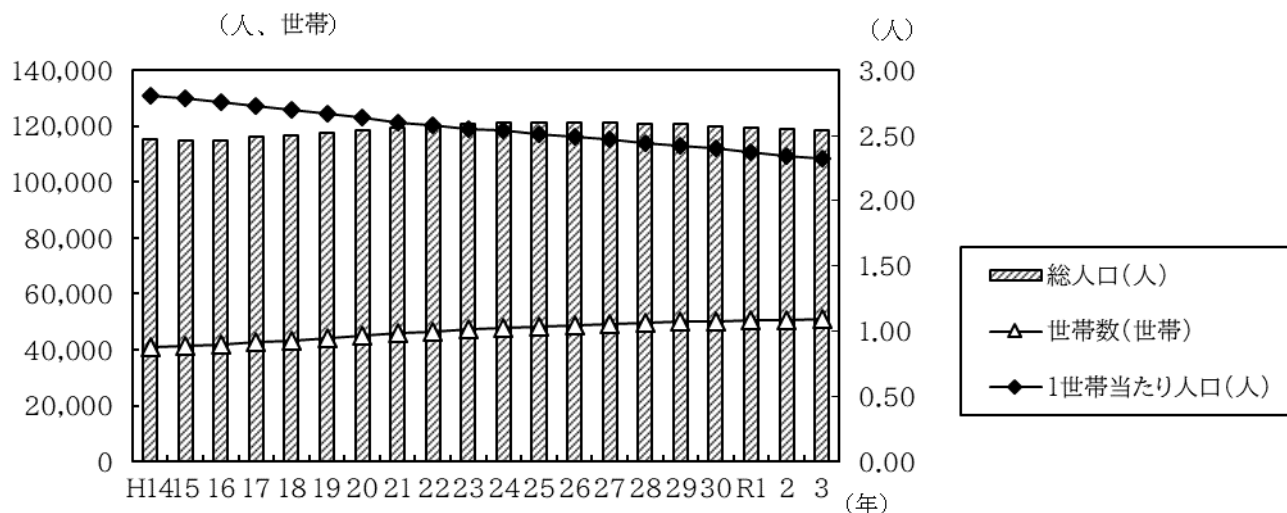
(3) 人口

生駒市の総人口は、令和3年10月1日現在で118,532人となっている。これまでの推移を概観すると、平成14年に初めて減少傾向に転じてからは、平成16年までほぼ横ばいで推移し、平成17年から微増が続いていたが、平成26年に再び減少に転じた。人口規模は奈良市、橿原市に次ぎ、奈良県下で第3位となっている。

一方、世帯数は一貫して増加を続け、令和3年10月1日現在で51,086世帯である。なお、1世帯当たりの人口については、減少を続けており、2.32人となっている。

図表 6 生駒市の総人口及び世帯数(各年10月1日現在)

(注)世帯数及び人口は、住民基本台帳による



(4) 気象

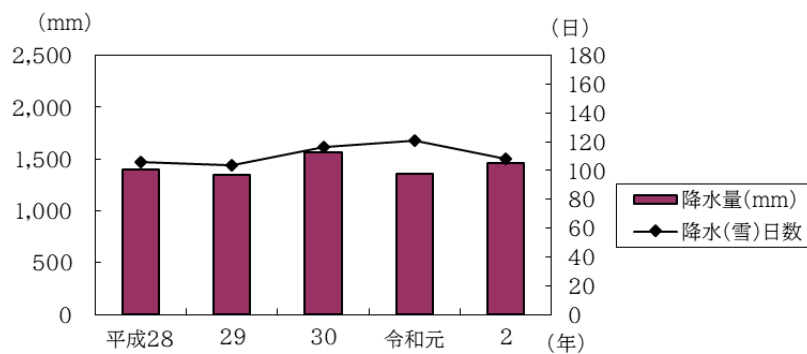
生駒市は、年平均気温が15℃程度で比較的温暖な気候であるが、最低気温と最高気温の格差が大きい典型的な盆地気候である。降水量は、年によって変動があり、概ね1,000～1,500 mm程度で推移している。

図表 7 生駒市の気象

※令和2年の気温については、観測器の不具合により参考値となっている。

		平成28	29	30	令和元	2
気温(℃)	平均	16.4	15.6	16.2	16.2	16.3
	最高	36.7	36.9	39.3	37.5	38.2
	最低	-4.3	-3.5	-4.1	-2.6	-3.2
降水量(mm)		1,402	1,345	1,567	1,352	1,464
降水(雪)日数		106	104	116	121	108

図表 8 降水量及び降水(雪)日数

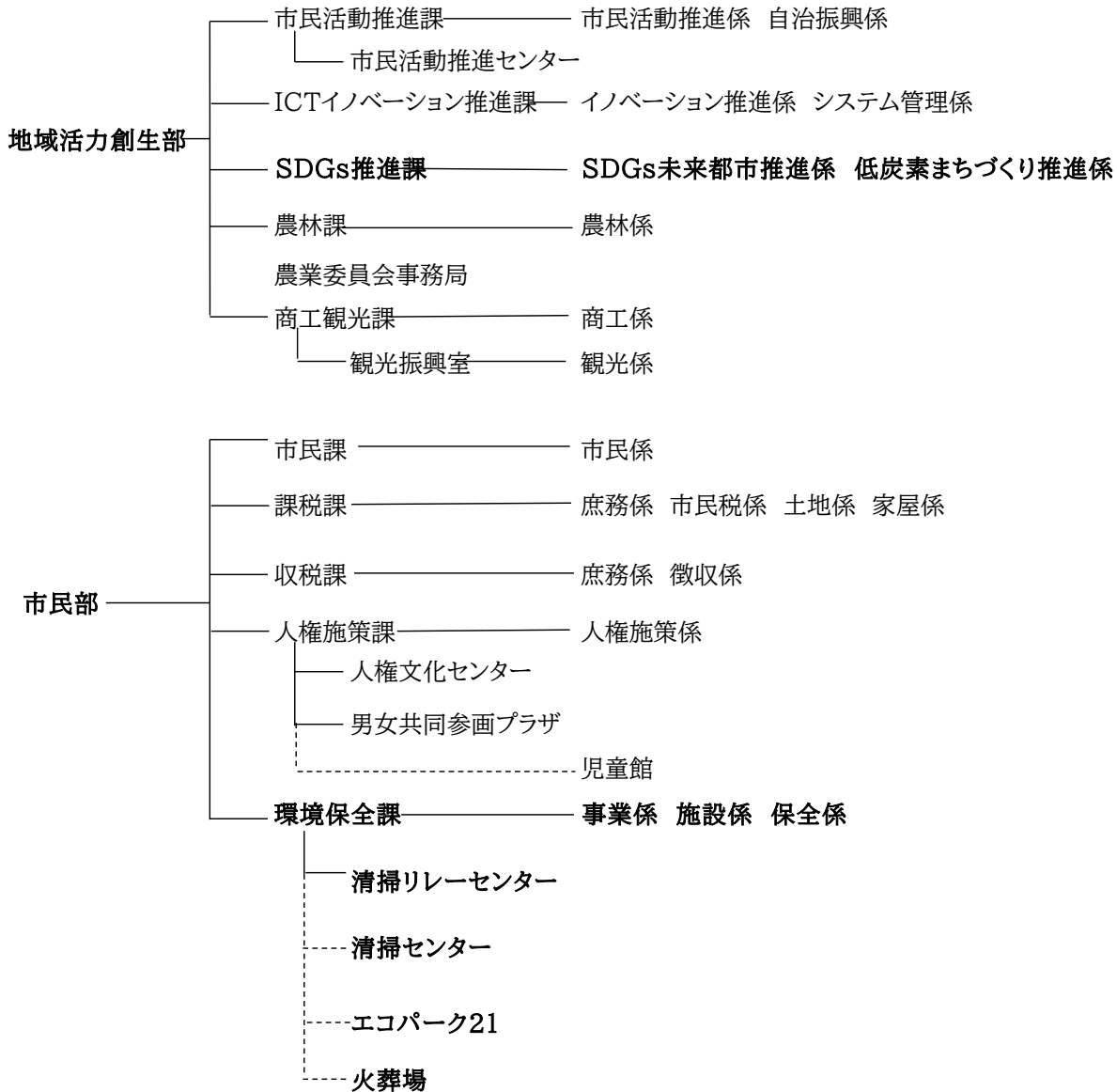


2 環境行政の概要

(1) 環境行政の組織体制

環境行政の範囲は多岐にわたっているが、生駒市では、地域活力創生部に所属するSDGs推進課と市民部に所属する環境保全課が中心となって所管している。組織体制は、以下のとおりである。

図表 9 環境行政の組織体制(令和2年4月1日現在)



(2) 生駒市環境基本条例

生駒市環境基本条例は、地球環境問題(*)など新たな環境課題にも対応していくために、生駒市の環境の保全及び創造を進める環境行政の基軸として平成11年3月に制定されたものである。

この条例は、循環型社会の構築、人と自然との共生、地球環境への配慮などを通じて、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の保全・創造に努め、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受できることを基本理念として、市民・事業者・行政の責務と役割、環境施策の方向性などについて明らかにすることにより、本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としたものである。

(3) 生駒市環境基本計画

生駒市環境基本計画は、生駒市環境基本条例第8条の規定に基づき、生駒市の環境の保全及び創造を総合的・計画的に推進するための計画である。平成21年3月に策定された第2次計画の計画期間が平成30年度で終了することに伴い、平成31年3月には第3次計画を策定した。

第3次計画は、第2次計画の成果と課題を踏まえた上で、近年の大きな課題となっている脱炭素社会への移行や、循環型社会の形成、自然共生社会の構築などの社会的な要請に対応することを目指し、また、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の総合的な視点から取組を展開することを目標としている。

① 望ましい環境像

○豊かな自然と市民力を活かし、持続可能な未来を築くまち いこま

② 代表指標と目標値

目標	指標	指標の説明	現状値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和5年度 (2023年度) ※中間目標年度
1 自然環境 豊かで多様な 自然と共生す るまち	緑地面積の割合	市全域に対する緑地(農地を除く)面積の割合	47.87%	47.90%
	遊休農地活用事業 で利用されている農 地面積	遊休農地活用事業で利用され ている農地の面積(累計)	55,077㎡	57,285㎡
2 生活環境 安全・快適で資 源循環型のま ち	下水道普及率	総人口に対する下水道整備済 区域内人口の割合	71.8%	73.5%
	再資源化率	ごみ発生量のうち、再資源化す るために分別されるビン・缶・ ペットボトル・ミックスペーパー 等の重量の割合	21.0%	28.8%
	家庭系燃えるごみの 1人1日あたり 排出量	1人が1日あたりに出す家庭系 燃えるごみの排出量	454g	405g
3 地球環境 再エネの地産 地消が進む超 低炭素のまち	再エネによる発電容 量の合計	市内の家庭・事業者が電気事業 者と電力供給契約を締結した発 電設備容量の合計	28,934kW	35,145kW
	1人あたり CO ₂ 排出量	市域から排出された温室効果 ガス排出量を算定し、各年の推 計人口で除したもの	2.08t-CO ₂ 令和元(2019) 年度実績	2.16t-CO ₂ (※)
4 コミュニティ 環境意識と行動の輪が広がるまち	モニター指標のみを設定			

(※)環境モデル都市アクションプランで掲げている中長期目標令和12(2030)年度に基準年度比35%削減、令和32(2050)年度に基準年度比70%削減)を前提とした目標値

(4) 環境モデル都市アクションプラン

生駒市は、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に、大都市近郊型の住宅都市として全国で初めて国から選定された。環境モデル都市は全国で23都市が選定されているが、奈良県では初めての選定で、近畿でも京都市、堺市、神戸市、尼崎市に続く選定となる。

選定をうけて平成27年1月に第1次となる生駒市環境モデル都市アクションプランを策定。平成31年3月には、第1次アクションプランの計画期間満了にあたり、基本的な考え方と目標を継承した第2次生駒市環境モデル都市アクションプランを策定した。

環境モデル都市に求められる役割は、低炭素型の都市像の創出という役割を超え、あらゆる社会課題と向き合う新たな地域モデルの実現という、より広範なものになりつつある。第2次アクションプランでは、国が推進するSDGs(持続可能な開発目標)の考え方を取り入れ、「まち」「ひと」「経済」の三側面から取組を再整理した。本市が誇る市民力を最大限に活用しながら、低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルとの実現を先導することを目指している。

① 将来像と削減目標

○ 将来像

市民・事業者・行政の“協創”で築く低炭素“循環”型住宅都市

○ 温室効果ガス(*)排出量の削減目標(基準年:平成18(2006)年度)

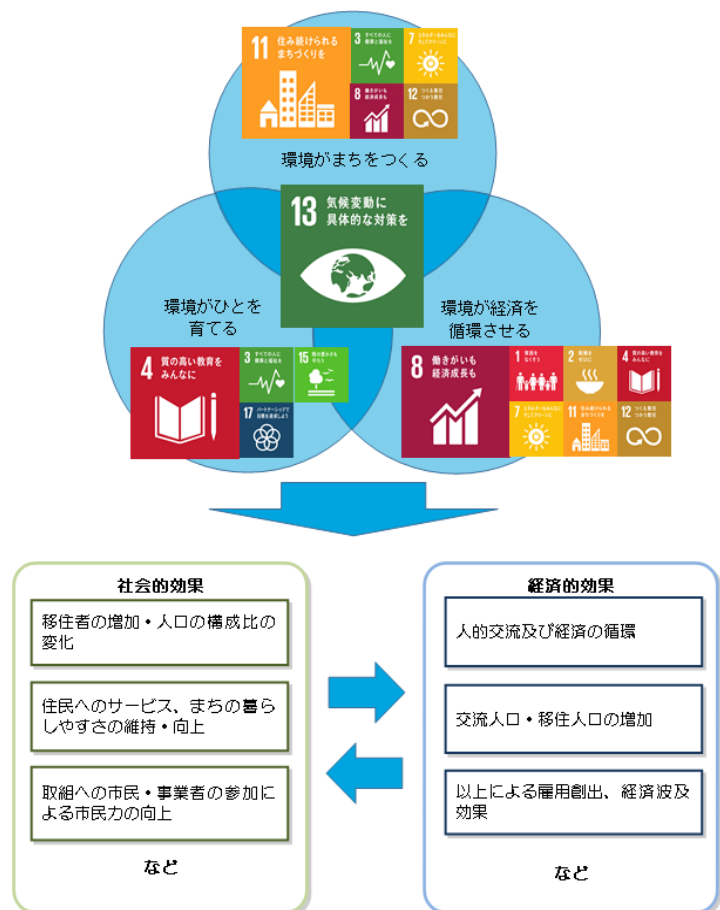
将来像の実現及び世界に先駆けた低炭素“循環”型住宅都市のモデルの構築を目指すことを踏まえ、中期目標、長期目標を掲げている。

- ・中期目標:令和12(2030)年度 35%削減
- ・長期目標:令和32(2050)年度 70%削減

② 目標達成のための3つの柱

- 環境がまちをつくる
- 環境がひとを育てる
- 環境が経済を循環させる

③ 地域の活力の創出などの効果



(5) SDGs未来都市計画

生駒市は、「経済」・「社会」・「環境」の3側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として、国からSDGs未来都市に選定された。

選定をうけて、令和元年10月には「生駒市SDGs未来都市計画」を策定した。生駒市では、環境モデル都市として推進してきた取組をさらに発展させ、「いこま市民パワー株式会社(以下「いこま市民パワー」という。)を核として、再生可能エネルギー拡大によるエネルギーの地産地消の推進、市内産業の活性化、収益の還元による地域課題の解決、市民のまちづくりへの参画の促進など、「経済」・「社会」・「環境」に関する課題に対応し、「日本版シュタットベルケ(※)モデル」の実現を目指す。

(※)シュタットベルケとはドイツにおける、電気、ガス、水道、交通などの公共インフラを整備運営する公社のこと。複数のサービス提供を1つの事業体で行うことで地域密着の公共サービスの提供を目的としている。

○ 特に注力する先導的取組

(経済面の取組)

- ・いこま市民パワーにおける雇用の創出
- ・シェアリングエコノミーの推進

(社会面の取組)

- ・日常の“ごみ出し”を活用した「社会コンビニエンス事業」
- ・セカンドキャリア人材のまちづくりへの参加
- ・女性の活躍促進

(環境面の取組)

- ・住宅・事業所等への再生可能エネルギーの普及促進
- ・公共施設への再生可能エネルギーの率先的な導入
- ・資源循環・コミュニティステーションによる資源の再活用

(三側面の統合的取組)

「いこま市民パワーによる日本版シュタットベルケモデル構築事業」

- ①電力事業を核とするエネルギーコストの地域内循環の形成・市内経済の活性化
- ②コミュニティサービスによる地域課題の解決
- ③卒FIT電源の積極的活用等による再生可能エネルギーの普及拡大

○ 自治体SDGsの推進に資する取組

- ①都市構造の再設計(空き家対策)
- ②ごみ排出量の削減
- ③高齢者支援
- ④子育て支援(稼ぐ教育)
- ⑤スローツーリズムの推進
- ⑥農業の振興(AI・IoT等)

(6) 生駒市エネルギービジョン

生駒市エネルギービジョンは、環境基本計画の方針やこれまでの活動の経緯と成果、地域の実状を踏まえながら、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの高度利用、省エネルギー対策の促進に関する施策を体系化し、共通の目標のもとに整理・特化した生駒市におけるエネルギー施策の基本的な方針である。

① 行動目標(令和12(2030)年度の都市イメージ)

『エネルギーを賢く利用し、安心・安全で持続的に成長できる都市』

② 計画目標

	短期 (平成 30(2018)年度)	中長期 (令和 12(2030)年度)
市域のエネルギー消費量削減割合 (平成 18(2006)年度比)	5%	20%
太陽光発電(*)の普及率(平成 23(2011)年度(4.8%))	16.5%	30%
電力需要見込みに対する太陽光発電による自給率	-	15%

③ エネルギー施策の基本方針

- コンパクトなまちづくりとライフスタイルの転換
- 住宅など建物のエネルギー性能向上
- 再生可能エネルギーの導入加速化
- 安心・安全なエネルギー環境の構築

(7) ごみ半減プラン(生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画)

ごみ半減プランは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」第 6 条第 1 項に基づき策定した、生駒市における一般廃棄物(ごみ)行政全般に係る基本的方向を定めた計画である。

本計画の計画期間は、平成 23(2011)年度から令和 2(2020)年度までの 10 年間とし、対象とするごみは、生駒市内において発生する一般廃棄物である。なお、排出・処理される一般廃棄物のみならず、発生源で減量、再資源化、自家処理などされる一般廃棄物についても対象とし、その基本的な方向や施策の展開などを定めている。

なお、令和 2 年度はごみ半減プランの最終年度であるため、引き続きごみや資源を取り巻く社会情勢の変化に対応し、一般廃棄物の発生抑制や適正処理を総合的かつ計画的に進めるため、次期計画の策定に向けた検討を行った。

目標(基準年:平成 21(2009)年度 目標年:令和 2(2020)年度)

- 市施設によるごみの受入量
36 千tを 28 千tに 8 千t削減
- 焼却ごみ量
35 千tを 17 千tに半減
- 資源化量
7 千t(資源化率 17%)を 20 千t(資源化率 53%)に増加

令和 2(2020)年度目標達成率

	a 基準年度 (平成 21(2009)年度)	b 最終目標年度 (令和 2(2020)年度)	c 令和 2(2020)年度	削減量 (a-c)	達成率
ごみ発生量 A	40,000	39,000	36,373	3,627	362.7%
ごみ排出量(市施設受入量) B	36,000	28,000	33,603	2,397	30.0%
焼却ごみ(燃やすごみ)量 C	35,000	17,000	31,386	3,614	20.1%
資源化量 D	7,000	20,000	7,661	△ 661	5.1%
資源化率 D/A	17%	51%	21.1%	-	-

単位:t

(8) ゼロカーボンシティ宣言

近年、猛暑や豪雨災害など、気候変動による影響は深刻さを増しており、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)特別報告書で、気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年頃にCO2排出量を実質ゼロにする必要があることが示された。この目標達成に向け、小泉進次郎環境大臣から、自治体での取組の重要性と拡がりへの期待が表明され、2050年排出量実質ゼロへの参画が促された。

本市は、この呼びかけに賛同し、令和元年(2019年)11月25日に、2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行った。「ゼロカーボンシティ生駒」の実現に向け、環境モデル都市及びSDGs未来都市としての取組をさらに加速させ、幅広い分野で総合的な取組を展開するほか、環境問題を切り口にしたまちづくりで「地域循環共生圏」の具体化に取り組むこととした。

令和2年10月には、国により、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラル宣言が実施されている。

ゼロカーボン宣言地域は、令和2年10月26日時点で、全国166自治体、表明自治体総人口は約7,883万人(※)で総人口の約63%となり、その後も拡大している。

(※)環境省の公表資料「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体 2021年10月29日時点」

<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>